



国保だより

○令和元年12月31日現在
国保世帯数 9,824世帯
被保険者数 16,339名
保健事業 第103号
○発行
須賀川市保険年金課
電話 88-9136

このたびの台風第19号により被災されました皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

国民健康保険一部負担金の免除対象期間が延長となります。 (令和2年3月末まで)

住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合は、医療機関等の窓口で申告すると、一部負担金の支払いが不要となります。

免除対象者

国民健康保険の被保険者であり、以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



免除対象期間

令和元年10月13日～令和2年3月末までの診療、調剤及び訪問看護分

※入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。

すでに支払った医療費は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。

医療機関等で返金できない場合

- (1) 市役所1階の国民健康保険の窓口で申請してください。
- (2) 受付時間 平日8時30分から17時15分
- (3) 必要なもの
 - ・国民健康保険一部負担金還付申請書（国民健康保険の窓口に備え付けてあります）
 - ・国民健康保険証
 - ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）
 - ・領収書 ・印章 ・通帳
 - ・り災証明書（住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方の場合）
 - ・医師の診断書
（主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方の場合）
 - ・警察に提出した行方不明の届け出の写し
（主たる生計維持者の行方が不明である方の場合）
 - ・税務署に提出する廃業届、異動届の控え等、公的に交付され、事実の確認が可能な書類
（主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方の場合）
 - ・雇用保険の受給資格証又は事業主等による証明書
（主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合）

社会保険加入、社会保険脱退などの際は、

国民健康保険の手続きをお忘れなく

手続きは **14** 日以内に

社会保険に加入したり脱退した方は国民健康保険の手続きが必要です。

資格を喪失した保険証で医療機関を受診すると、あとで医療費を返還していただくことになります。

制度上、少しの期間でも、無保険でいることはできません。手続きが遅れても、後でさかのぼって加入、喪失になりますので、手続きを忘れずに行ってください。

◎手続きに必要なもの【社会保険に加入したとき】

加入者全員分の**社会保険証、国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**(官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚)、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、印章**、委任状(別世帯の方が手続きする場合)

◎手続きに必要なもの【社会保険を脱退したとき】

健康保険資格喪失証明書(辞めた会社から発行)、窓口に来る方の**本人確認できる書類**(官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚)、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、印章**、委任状(別世帯の人が手続きする場合)

転出や転入などの際も国民健康保険の手続きが必要です。

国民健康保険は、**住所地の市町村で加入**することになっています。

転出・転入等により市区町村が変わるときも手続きが必要です。



修学中の国民健康保険加入者には「学生特例」の保険証を交付します。

大学や専門学校進学などのため、親から仕送りを受ける学生が実際に生活する市区町村に住所を異動した場合、須賀川市の国民健康保険に引き続き加入することができる「**学生特例**」の保険証を交付します。

該当する方は、**4月1日以降の日付の在学証明書、国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**(官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚)、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、印章**をお持ちになり手続きをしてください。なお、在学証明書が手元に届くまでの間は、市役所保険年金課窓口でご相談していただくと、有効期間が1か月の学生特例証を交付します。その後、在学証明書が届き次第、再度交付申請をしてください。

卒業後の手続き

卒業したときは、「学生特例の終了」の届け出をして保険証を返却してください。

また、卒業予定年度を超えて在学するときや大学院などに進学するときは、改めて手続きが必要になります。

卒業後に須賀川市に戻ってくるとき

他の健康保険に加入するときを除き、須賀川市の国民健康保険に加入することになりますので、転入手続きと併せて加入手続きを行ってください。

卒業後に須賀川市に戻らないとき

新たな就職先の健康保険に加入するか、住所地の国民健康保険に加入することになります。